

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は11人中9名です。定足数に達しております。第22回新城市農業委員会を開会します。
日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

議長

異議ないものと認め指名いたします。
7番委員、8番委員 にお願ひします。
次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長

それでは、第105号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第105号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転10件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人のみですが別居の弟とともに作業を行います。本人の農業歴は60年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農業従事を予定しています。また、農業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は9,144㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番

親戚の農地を譲り受けるため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・夫がおり本人の農業歴は共に50年、年間従事予定日数は共に250日であり、必要な農業従事を予定しています。また、農業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は5,531㎡です。権利取得後は、里芋・スイカ・南瓜・ブルーベリー一の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番

譲受人の新規就農のため、無償譲渡により所有権移転をするものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農業歴はともに0年ですが、近くで農業を行っている父の協力を得ながら栽培を行う予定です。年間従事予定日数は150日・170日であり必要な農業従事を予定しています。また、農業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,168㎡です。権利取得後は、梅・ブルーベリー・白菜・栗等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人のみですが、会社従業員2名の手伝いを予定しています。本人の農業歴は2年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農業従事を予定しています。また、農業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で20分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は6,989.58㎡です。権利取得後は、イチジク・栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 5 番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 56 年・48 年、年間従事予定日数は 360 日・360 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 22,240.47 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 6 番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・夫がおり、以前から夫の実家の農業を手伝っているため農作業歴は 10 年・20 年で、年間従事予定日数は 350 日・360 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を導入予定です。申請地は耕作者の移住予定地から自動車で 2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 3,587.00 m²です。権利取得後は、水稻・季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 7 番

譲受人は経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は共に 30 年で、年間従事予定日数は 150 日・90 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,003.00 m²です。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 8 番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・長男がおり、譲受人本人は 20 歳で来日し、日本に来るまでに家業の農業の手伝いの経験があります。妻は自宅近くの農家の手伝いをしており、農作業歴は 15 年・16 年・5 年あります。年間従事予定日数は 100 日・150 日・100 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を導入予定です。申請地は耕作者の自宅から自動車で 50 分の距離にありますが、妻がこまめに本申請地へ行く時間が取れますので、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,487.00 m²です。権利取得後は、梅・レモン・ブルーベリー・夏秋野菜・花桃の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 9 番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 0 年ですが、地元の方の指導の元で農作業を行います。年間従事予定日数は 150 日・80 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定地から徒歩で 1～2 分の距離にあり通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 3,446.00 m²です。権利取得後は、梅・ブルーベリー・夏秋野菜・花桃の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 10 番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 50 年・30 年、年間従事予定日数は 300 日・150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 34,381.47 m²です。権利取得後は、白菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号 1 番から 10 番について、許可することを原案といたします。

	第 105 号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
農業委員	申請番号 8 番ですが、譲受人本人は海外の出身であり、20 歳で来日されています。来日前から家業の農業を手伝っており、妻は、日本人で自宅近くの農家の手伝いをしていたことから農業経験は十分あると考えられます。
議長	ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。
農業委員	申請番号 5・6 番の案件ですが、年間 360 日従事されるそうですが、多すぎませんか。
農業委員	申請番号 5 番については、息子さんも農業の手伝いもしますし、熱心な方なので、そういった気持ちの表れかと思います。
議長	農業従事日数は、圃場の見回り、水やり等特に時間などの決まりがないのでわかりにくいこともあるかと思います。現実的な数字かどうかは今後確認を事務局でしたほうが良いかと思います。それでは、採決を取りたいと思います。第 105 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 106 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第 106 号議案について説明させていただきます。議案書 6 ページをご覧ください。 所有権移転 5 件、賃借権設定 1 件、使用貸借権設定 1 件の計 7 件です。 議案書 7 ページをお開きください。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。 申請番号 1 番。売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、周囲にあぜ板を設置して、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出されています。こちらは国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者と売電契約が締結なされています。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 申請番号 2 番。売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、周囲をあぜ板で囲い、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出されています。こちらはノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者と売電契約が締結なされています。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番3番。使用貸借により、農家住宅へ転用するものです。
農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。都市計画法を含む他法令の調整中であり、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。
以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号4番。売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。
農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、すべての案件が敷地内浸透を予定していますが、素掘り側溝と浸透枡を設けて、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出されています。こちらはノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者と売電契約が締結なされています。
以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号5番。売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。
この案件ですが、事前に補足の説明を致します。申請地の1つに財務省所有地がございますが、この土地は国有財産法に基づいて、財産売り払いの手続きがなされています。
競売や公売、裁判所による審判や調停による所有権移転ではないため、買受適格証明の審査をする必要が生じませんので、一般的な転用申請と同様に扱うものとなります。
農地区分は、すべて区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、すべての案件が敷地内浸透を予定していますが、浸透側溝を設けて、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、太陽光条例に基づく届出書が提出されています。こちらはノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者と売電契約が締結なされています。
以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番6番。売買により、進入路敷地へ転用するものです。
現況地目が農地であったため、農地法の規制対象地となっておりましたが、許可を得ずに雑種地として利用していたことから、始末書が添付されております。
農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、事業費はかからない計画です。排水方法については、敷地内浸透を予定しており、他法令も調整済です。
以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番7番。売買により、資材置場へ転用するものです。
農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添

	付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、小堤や浸透枅等を設け、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整済です。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 以上、第１０６号議案７件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。では、採決を取りたいと思います。
議長	第１０６号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第１０７号議案の農業経営基盤強化促進法第１９条に定める地域計画の変更に関する協議について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	１０７号議案についてご説明いたします。 議案書の１０頁をご覧ください。 昨年度末に地域計画を策定してから、初の案件となります。 農地法の改正により、地域計画区域内での事業申請があった場合には、関係者での協議が必要と定められており、今回、新城市より書面協議といった形で依頼がありました。事業件数としましては３件あります。 本日、お手元にお配りしております、第１０７号議案 関係資料の１頁をご覧ください。申請のあった事業の内容としましては、分家住宅の建築を目的とした申請が１件と既に立っている営農型太陽光発電施設の一時転用の許可期間の再申請が２件になります。 まず、１件目の地域計画区域の変更を伴う案件につきまして、ご説明をさせていただきます前に、協議の場における留意点としまして、国が出しているＱ＆Ａを基に協議いただく視点についてお伝えさせていただきます。 協議の視点としましては、地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認することを目的として、農地が農地以外の用途に供されることで農産物の生産振興や産地形成に支障が生じないこと。また、農用地の利用の集積や集団化に関する目標の達成に支障が生じないかといった視点で協議を頂くこととなっております。 但し、景観や地域住民の感情への配慮といった観点は趣旨にそぐわないとされておりません。 事務局にて協議いただくための判断基準が不明確であったため、農地法上の判断基準や農振法上の判断基準といったものと具体的に何か違う視点での基準があるのかを愛知県及び愛知県農業会議に問合せましたが、明確な回答をいただけず。また、近隣市町村においても、具体的な協議内容はないらしく、協議の場を設けることが義務付けられていることから行っているといった状況であると伺っています。 そのため、本市農業委員会としましては、明確な運用等が示されるまでの間につきましては、農地転用の際の判断基準や農用地から除外をする際の判断基準を用いて協議いただきたいと考えています。 それでは、説明に戻らせていただきます。 １件目の地域計画区域の変更を伴う案件につきまして、別添の農用地区域（位置図等）と書かれた第１０８号議案の関係資料を中心に説明させていただきます。 １０８号議案関係資料の４ページになります。申し出者申し出地は記載のとおりです。

	この案件は、市内の畑1筆、634㎡のうち360㎡に分家住宅の建築するため、申請されたものです。 申出者は現在、■■市のアパートにて妻と二人で暮らしていますが、将来子供を持ちたいと考えていることや家財道具も増えていっている現状を踏まえ、住宅を建築することに思い至りました。 申出者は夫婦ともに土地を所有していないため、当初、市街化区域内で土地を探しましたが条件に見合う土地がなく、申出者の両親に相談したところ、父親の所有する土地を提供してもらえることとなりました。 申出地は集落に接続し、農用地区域の周辺部であるため、当該地の除外後も集団性を損なわないこと。農業経営を営む者に対する農用地利用集積に支障はなく、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。 以上のことから107号議案の関係資料1ページにおける「1. 地域計画の変更について」は、地域計画の区域から除外することに同意するを原案といたします。 続きまして、107号議案関係資料の1頁下段にあります「2. 営農型太陽光発電施設への一時転用について」の案件になります。 今回の申請では2件ありますが、隣接し同様の事業であるため、まとめてご説明をさせていただきます。 資料としましては、107号議案関係資料の5ページ以降になります。 本案件は市内の農地に営農型太陽光発電施設を設置するため、令和4年度に支柱部分についての一時転用申請がされ、同年に許可された案件になります。 一時転用の期間が3年であり、今回、その許可期間が終了するため、再申請されたものとなります。 当該農地にて、サカキの栽培をする計画で許可がされております。サカキを収穫できるまでの一般的な目安としましては、6年と言われておりますので、現在は育成中の期間になるかと思えます。参考に、現在の状況を関係資料の8ページ、9ページと13ページ、14ページに添付いたしております。 写真のとおり肥培管理はされている状況であり、サカキを栽培していることが見て取れるかと思えます。 以上のことから107号議案の関係資料1ページにおける「2. 営農型太陽光発電施設への一時転用について」は、地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障はないとすることを原案といたします。 以上で107号議案の説明を終了いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言ありません。では、採決を取りたいと思います。
議長	今回の採決については、資料1と2に分けてそれぞれ採決を採りたいと思います。第107号議案の「1. 地域計画の変更」について、同意する旨の意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	続いて、資料2についてです。 第107号議案の「2. 営農型太陽光発電施設の一時転用の更新」について、地域計画区域内の農地を効率的かつ総合的な利用に支障がないと認めることに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長	つづいて、第１０８号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。
事務局	第１０８号議案についてですが、１０７号議案における「１、地域計画の変更について」と同様の説明となりますので、省略させていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第１０８号議案について、原案のとおり編入及び除外の申し出について適当であるとする ことに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第１０９号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定に基 づく農用地利用集積等促進計画に対する要請及び意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第１０９号議案について説明させていただきます。議案書１３ページをご覧ください。 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。 計画案を作成することへの要請の承認及びその計画案に対し意見を求めます。 使用貸借権設定１５件、賃借権設定４件です。そのうち、新規案件１４件、更新案件が５件 です。新規案件のみ読ませていただきます。 議案書１４ページをご覧ください。 (議案書のとおり説明。) 申請番号１５番から１９番は更新案件です。 申請番号１７番については、地域計画区域外の農地となっており、地域計画の担当より 計画案に載せてよい旨を確認しています。 以上、番号１番から１９番につきましては、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本 方針及び農地中間管理事業規程に適合しており、賃貸借権の設定等を受けた後に備える要 件を満たしていると考えられますので、第１０９号議案につきましては適当であるを原案 とさせていただきます。 以上で説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第１０９号議案について、原案のとおり要請及び意見の決定について適当であるとするこ とに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
議長	(議案書のとおり説明。)
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
推進委員	報告第1の相続による届出ですが、あっせん希望ありではどのような対応を事務局でとられたのでしょうか。また、希望無しの場合、どのように地権者は管理をしていく予定でしょうか。(遠方の所有者で面積も多い。) あっせん希望の農地については、こちらにも共有いただきたい。
議長	おっしゃる通りかと思います。地域計画の絡みもあるので、ぜひお願いします。
事務局	ごもっともだと思います。届出があった時の状況としては、行政書士が持ってくる場合が多いので、詳しくあっせん希望が聞き取りにくい場合もあります。ですが地域計画を作成したので、対策室との共有をより強化していくことや、あっせん希望の聞き取りなどを行い意味あるものにしていきたいと思います。
議長	他市町村でも、遠方の所有者が耕作を放棄してしまうことも問題視されていますし、注意してやっていきましょう。
事務局	承知しました。
農業委員	報告第1の番号1番と11番についてですが、権利取得者が同じで2件ありますがどういった理由ですか。
事務局	相続のタイミングの違いによるものです。5筆先に相続して、後から1筆あることに気づいて届出をされたとのことでした。
議長	これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第22回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。 午後3時10分議長は本会の閉会を宣した。